

§ 5 参考資料

1 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所からの情報提供

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所では、多摩川の水質測定結果を毎月（原則として翌月の20日頃までに）速報値として公表しています。

これは、住民の環境問題に対する関心が高い中で、身近な都市河川である多摩川の環境情報をより早く提供するために行っているものです。

市内では、調布橋で測定を行っています。

調査項目としては、流量、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素）、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、大腸菌数、総窒素、総リンです。

令和5年度多摩川の水質調査速報値（調布橋）

単位：流量(m³/sec)、pH(なし)、大腸菌数(CFU/100mL)、その他(mg/L)

項目 \ 月	4月分 4月12日採水	5月分 5月10日採水	6月分 6月21日採水	7月分 7月12日採水	8月分 8月2日採水	9月分 9月6日採水
流 量	8.05	9.26	14.7	11.5	9.51	16.4
p H	7.8	7.7	7.6	7.5	7.8	7.7
D O	10	10	9.6	8.9	9.3	9.2
B O D	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8	0.5
C O D	1.2	2.0	1.2	1.5	1.5	1.3
S S	-	1	-	-	1	-
大腸菌数	4	9	11	19	6	15
総 窒 素	0.50	0.67	0.69	0.65	0.71	0.71
総 リ ン	0.008	0.009	0.007	0.010	0.004	0.007

項目 \ 月	10月分 10月4日採水	11月分 11月1日採水	12月分 12月6日採水	1月分 1月10日採水	2月分 2月14日採水	3月分 3月15日採水
流 量	11.4	10.2	8.71	8.03	7.20	13.6
p H	7.8	7.7	7.9	7.9	7.9	8.1
D O	9.0	10	11	12	12	11
B O D	0.5	0.3	0.4	0.3	0.4	0.5
C O D	1.3	1.0	0.9	1.6	1.1	1.2
S S	-	<1	-	-	2	-
大腸菌数	160	16	2	<1	<1	3
総 窒 素	0.73	0.63	0.52	0.55	0.50	0.51
総 リ ン	0.010	0.009	0.009	0.017	0.009	0.007

2 東京都環境局自然環境部からの情報提供

東京都環境局自然環境部では、多摩川、成木川、黒沢川、霞川の水質測定結果を毎月速報値として公表しています。市内では、多摩川については和田橋、成木川については落合橋および両郡橋、黒沢川については落合橋、霞川については金子橋で測定を行っています。

調査項目としては、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）です。

(1) 多摩川の水質調査速報値（和田橋）

	5年									6年		
	4.11	5.9	6.6	7.10	8.1	9.5	10.4	11.9	12.5	1.9	2.7	3.5
pH	8.2	8.1	7.9	8.2	8.3	8.0	8.0	8.1	8.0	7.8	7.9	7.8
DO	11.5	10.8	10.2	9.3	9.2	8.6	9.7	11.3	12.6	13.8	13.0	13.3
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
SS	<1	1	4	1	<1	<1	<1	<1	1	9	3	2

(2) 成木川の水質調査速報値（落合橋）

	5年									6年		
	4.18	5.16	6.13	7.12	8.8	9.13	10.10	11.14	12.12	1.16	2.13	3.12
pH	8.4	8.0	8.1	8.3	8.3	8.0	8.1	7.9	8.2	8.3	8.2	8.0
DO	10.7	9.7	9.2	9.4	8.2	8.7	9.7	11.4	11.5	14.4	13.2	12.3
BOD	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
SS	<1	<1	<1	1	1	<1	<1	<1	<1	<1	1	1

(3) 成木川の水質調査速報値（両郡橋）

	5年									6年		
	4.18	5.16	6.13	7.12	8.8	9.13	10.10	11.14	12.12	1.16	2.13	3.12
pH	8.1	8.0	8.0	8.0	8.2	7.9	8.1	7.9	7.9	8.1	8.1	7.9
DO	10.5	10.0	9.4	9.5	8.1	8.5	9.7	11.1	11.2	14.2	14.2	15.1
BOD	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	0.6
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	2	<1	1	<1	<1	<1

(4) 黒沢川の水質調査速報値（落合橋）

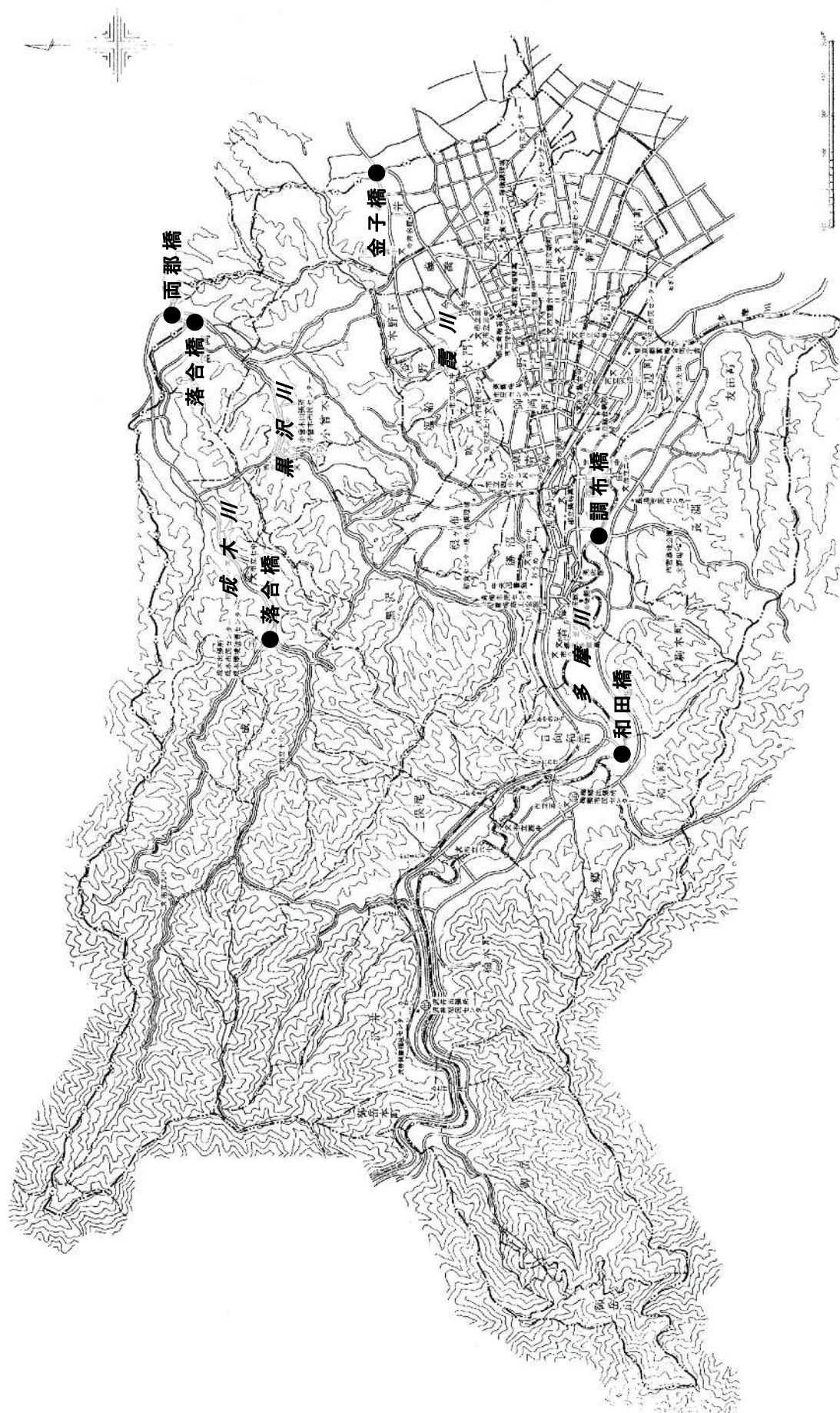
	5年									6年		
	4.18	5.16	6.13	7.12	8.8	9.13	10.10	11.14	12.12	1.16	2.13	3.12
pH	8.2	8.0	8.1	8.3	8.5	8.1	8.2	8.1	8.3	8.3	8.4	8.6
DO	11.0	9.9	9.0	8.3	8.7	8.7	9.7	11.3	11.8	15.1	13.9	14.1
BOD	0.7	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5
SS	<1	1	<1	<1	<1	<1	2	<1	1	<1	<1	<1

(5) 霞川の水質調査速報値（金子橋）

	5年									6年		
	4.18	5.16	6.13	7.12	8.8	9.13	10.10	11.14	12.12	1.16	2.13	3.12
pH	8.1	8.2	8.1	8.3	8.3	8.2	8.1	8.0	8.2	8.1	8.2	8.2
DO	10.6	9.7	8.8	8.4	8.8	8.7	9.3	11.1	10.5	13.1	14.1	12.6
BOD	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	1.3	<0.5	<0.5	<0.5
SS	<1	2	2	2	<1	1	3	<1	2	<1	<1	<1

※ 「<」の表示は、記載した数値未満であることを示す。

河川水質調査地図(国土交通省・東京都)



3 林野・植生面積

(1) 保有形態別森林面積(令和5年度データ)

保有形態		総面積		立木地			(B) / (A) 人工林率
		面積(A)	比率	面積	人工林(B)	天然林	
		(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	
総 数		6,459.10	100.0	6,414.69	4,724.56	1,690.13	73.1
国 有 林		0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.0
公 有 林	公有林 計	372.18	5.8	372.05	239.29	132.76	64.3
	都有林	225.98	3.5	225.85	181.05	44.80	80.1
	市有林	146.20	2.3	146.20	58.24	87.96	40.0
私 有 林		6,086.92	94.2	6,042.64	4,485.27	1,557.37	73.7

※出典：東京都確定森林簿

(2) 樹種別森林面積（令和5年度データ）

単位 ha

区 分	樹 種	面 積
総 計		6,459.10
針 葉 樹 計		5,134.74
	スギ	3,296.87
	ヒノキ	1,368.76
	マツ	411.56
	その他	57.55
広葉樹		1,279.95
タケ		4.44
無立木地		39.97
国有地		0.00

※出典：東京都確定森林簿

4 工場・指定作業場

別表1 工場（環境確保条例第2条関係）

- 1 定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
- 2 定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
 - (1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
 - (2) 印刷又は製本
 - (3) 印刷用平版の研磨又は活字の鋳造
 - (4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
 - (5) 金属やすり、針、釘、鋇又は鋼球の製造
 - (6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
 - (7) 金属箔又は金属粉の製造
 - (8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
 - (9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
 - (10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
 - (11) ガラスの研磨又は砂吹き
 - (12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
 - (13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
 - (14) 液体燃料（灯油、重油、石油等）用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5m²以上の炉を使用する食品の製造又は加工
- 3 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
 - (1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
 - (2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
 - (3) 厚さ0.5ミリメートル以上の金属材のつち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋇打ち
 - (4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
 - (5) 塗装、染料又は絵具の吹付け
 - (6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
 - (7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (8) ドライクリーニング
 - (9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
 - (11) たん白質の加水分解
 - (12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (13) 石綿、岩綿、鉍さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶

磁器、人造砥石又ははるつぼの製造

- (14) 電気分解又は電池の製造
- (15) 床面積の合計が 50m²以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音機、警報器
その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
- (16) ガス機関、石油機関、その他これらに類する機関の試験又は調整
- (17) 発電の作業
- (18) 金属の溶融又は精練（貴金属の精練又は活字の鋳造を除く。）
- (19) 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- (20) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
- (21) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- (22) 印刷用インク又は絵具の製造
- (23) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原料とする物品の製造
- (24) 電気用カーボンの製造
- (25) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
- (26) 動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
- (27) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- (28) 肥料の製造
- (29) ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
- (30) ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
- (31) セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
- (32) 硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
- (33) ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
- (34) 有機薬品の合成
- (35) 火床面積が 0.5m²以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 k g 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- (36) 油缶その他の空き缶の再生
- (37) 金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
- (38) 鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
- (39) 羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
- (40) 紙又はパルプの製造
- (41) 写真の現像
- (42) 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- (43) 有害物質を排出する物の製造又は加工

別表 2 指定作業場（環境確保条例第 2 条関係）

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が 20 台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（事業用自動車を同時に 10 台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 2 条第 23 号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチムクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項及び第 6 項、第 14 条第 1 項及び第 6 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
- 9 材料置場（面積が 100 m²以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 3 項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が 50m²以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が 200m²以上又は鶏の飼養規模が 1000 羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造業
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 200 人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 24 下水処理場（下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。）

- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格 B8201 及び B8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m²未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で 0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が 10 m²未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の焼却能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
- 28 焼却炉（火床面積が 0.5m²未満であって焼却能力が 1 時間当たり 50 k g 未満のものを除く。）を有する事業場
- 29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が 150m²を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
- 30 水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が 1 日当たり 10000m³未満の事業場に係るものを除く。）
- 31 病院（病床数 300 以上を有するものに限る。）
- 32 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明にかかる試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

別表 3 騒音規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 k W 以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 k W 以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 k W 以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（と石を用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³ 以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 k g 以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表 4 振動規制法特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1 k W以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が 37.5 k W以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 k W以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 k W以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 k W以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 k W以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 k W以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 k W以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

別表 5 特定建設作業（届出必要）〔騒音規制法・振動規制法〕

基準値	〔騒〕騒音規制法：85dB	〔振〕振動規制法：75dB
くい打設作業 くい打機（もんけん〔騒・振〕及び圧入式くい打機〔振のみ〕を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機〔振のみ〕を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） ○くい打機作業 (1)ディーゼルパイルハンマ〔騒・振〕 (2)油圧ハンマ〔騒・振〕 (3)スチームハンマ〔騒・振〕 (4)ドロップハンマ〔騒・振〕 (5)バイブロハンマ〔騒・振〕 ※アースオーガーを併用するくい打ち作業は対象外だが、プレボーリング工法や中掘工法において、既製杭を挿入後に打撃を加える場合は、振動規制法のみ対象になる。 ○くい抜機作業 (1)パイルエキストラクター〔騒・振〕 びょう打機作業 びょう打機を使用する作業 (1)リベッティングハンマ〔騒・振〕 破砕作業（※1） さく岩機を使用する作業 (1)ジャイアントブレーカー〔騒・振〕 (2)ハンドブレーカー〔騒〕 (3)ピックハンマ（コールピック）〔騒〕…本体重量が5～7.5kgクラスのもの (4)ドリフタ（クロードリル、ドリルジャンボ）、ダウンザホールドリル（ロータリドリル）〔騒〕 掘削作業 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上）、トラクターシャベル（原動機の定格出力が70kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上）を使用する作業（低騒音型建設機械の指定を受けた機械を除く。）〔騒〕 空気圧縮機を使用する作業 空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） (1)往復圧縮機〔騒〕 (2)回転圧縮機〔騒〕 コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業〔騒〕		

（※1） 作業地点が連続する作業にあっては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

別表 6 指定建設作業（届出不要）〔環境確保条例〕

くい打設作業 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 穿孔機を使用するくい打設作業 (1)アースオーガー、多軸オーガー〔騒・振〕 (2)アースドリル〔騒・振〕 (3)オールケーシング掘削機（ベノト掘削機）、ハンマグラブ掘削機〔騒・振〕 (4)リバーササーキュレーションドリル〔騒・振〕	
びょう打等作業 基準値〔騒〕80dB インパクトレンチを使用する作業〔騒〕	
破砕作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB コンクリートカッターを使用する作業〔騒〕	
掘削作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これらに類する掘削機械を使用する作業 (1)ブルドーザー〔騒・振〕 (2)油圧ショベル（パワーショベル、バックホウ）〔騒・振〕 (3)トラクタショベル〔騒・振〕 (4)クラムシェル〔騒・振〕	
空気圧縮機を使用する作業 基準値〔振〕65dB 空気圧縮機（原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）〔振〕	
締固作業（※1） 基準値〔騒〕80dB 〔振〕70dB 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート（振動コンパクタ）、振動ランマ（タンパ）その他これらに類する締固め機械を使用する作業〔騒・振〕	
コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業 基準値〔騒〕80dB コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 (1)コンクリートミキサー車（トラックミキサー）〔騒〕 (2)コンクリートポンプ車〔騒〕	
はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 基準値〔騒〕80dB 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。） (1)トロウエル（コンクリート床仕上げ機）〔騒〕	
建設物の解体・破壊作業 基準値〔騒〕85dB 〔振〕75dB 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他工作物を解体し、又は、破壊する作業 (1)コンクリート圧砕機（サイレントクラッシャ、ニブラ、クラッシャ）〔騒・振〕 (2)鉄骨切断機〔騒・振〕	

（※1） 作業地点が連続する作業にあつては、1日における当該作業に係る地点の最大距離が50mを越えない作業に限る。

未規制建設作業

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ○カッター（配管用パイプ等） | ○排水ポンプ等 |
| (1)高速カッター (2)グラインダー | ○資材搬出入トラック等 |
| ○コンプレッサー（15kW未満） | ○カナヅチ及びカッター |
| ○発電用エンジン（ディーゼル機関） | ○木工機械（電動カンナ、電動ノコギリ） |
| ○クレーン | ○吹き付け作業 |
| ○鉄骨組立（足場解体を含む） | |

5 青梅市環境基本条例

平成14年6月28日

条例第34号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境基本計画等（第8条—第11条）

第3章 施策の推進（第12条—第19条）

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮（第20条—第22条）

第5章 青梅市環境審議会（第23条）

第6章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青梅市（以下「市」という。）の環境の保全、回復および創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民、事業者および滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（雨水および地下水の汚染を含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、人の健康または生活環境に被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化およびオゾン層破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態にかかる環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。

(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。

(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。

(5) 良好な景観の保全および歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に関すること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民および事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について関心を払うとともに、必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減ならびに公害の防止および自然環境の適正な保全等に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に

努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動にかかる製品その他のものが使用され、または廃棄されることによる環境への負荷を低減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、市および地域社会と協働して環境保全等に努めるものとする。

(滞在者の責務)

第7条 市域の自然に親しみ、または文化施設等を利用する滞在者は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 青梅市長（以下「市長」という。）は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、青梅市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第9条 市長は、市、市民、事業者および滞在者の環境に配慮すべき具体的な行動について定める青梅市環境行動指針（以下「行動指針」という。）を策定するものとする。この場合において、当該行動指針は、基本計画に則したものでなければならない。

2 市長は、行動指針を策定するに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴くとともに、市民および事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての調整)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画および行動指針との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 市長は、環境の状況および環境基本計画にもとづき実施された施策の状況等について環境報告書を作成し、これを定期的に公表するものとする。

第3章 施策の推進

(水と緑の豊かな環境の保全の推進)

第12条 市は、水(河川、湧水、池等)と緑(森林、樹木、農地、草花等)が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、水の保全ならびに緑の保護および緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民および事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設および維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第14条 市は、市民および事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに自発的な活動が促進されるよう、環境に関する学習の推進を図るものとする。

(環境状況の把握)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視および測定を行うものとする。

(情報の収集および提供)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を実施するため、環境に関する

情報の収集に努めるものとする。

- 2 市は、環境の保全等に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（環境管理および環境監査）

- 第17条 市および事業者は、自らの行為にかかる環境への負荷の低減を図るため、環境管理および環境監査を行うよう努めるものとする。

（自発的活動の促進）

- 第18条 市は、市民、事業者およびこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

- 第19条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 開発事業等にかかる環境への配慮

（開発事業者等に対する要請）

- 第20条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの（以下「開発事業等」という。）については、当該開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

- 3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響およびそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施にかかる環境への配慮について要請することができる。

- 5 市長は、前項の規定による要請を行うに当たっては、あらかじめ青梅市環境審議会の意見を聴かなければならない。ただし、軽微な要請については、この限りでない。

- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等にかかる環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

(勧告および公表)

第21条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部または一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

- 2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請および勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

- 3 この章に定める環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

(紛争の解決)

第22条 開発事業者等は、当該開発事業等の実施により関係する市民等との間に紛争または障害が生じたときは、自らの責任においてこれを解決しなければならない。

第5章 青梅市環境審議会

(青梅市環境審議会)

第23条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前章に定める環境への配慮に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等についての基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、前項の市長の諮問に応じるもののほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 2 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。